

保育所名	小倉北ふれあい保育所（乳児部）
------	-----------------

年間行事 予 定	4月 入所進級式・はなまつり 保護者総会	10月 運動会・園外保育
	5月 健康診断・歯科検診 給食試食会	11月 健康診断・社会訪問 ふれあい広場
	6月 ふれあい広場・保育参加	12月 お遊戯会・ふれあいコンサート 終園式
	7月 セタまつり・水あそび 小倉祇園太鼓・個人懇談会	1月 始園式・保育参観 より良い保育サービスアンケート
	8月 夏まつり	2月 節分・作品展・保護者懇談会
	9月 ワンデイキャンプ(夜間部 年長児) グループホームとの交流	3月 ひなまつり・お別れ親子交流会 卒園修了式

各種保育 事業の 実施状況	☆ 保育標準時間認定/保育短時間の延長型保育サービスの実施 ただし利用料の徴収があります。 標準時間（18:00～19:00）/ 短時間（9-17時以外の開所時間内） ☆ 乳児保育事業 0歳児の受入（生後3ヶ月より。） ☆ 地域活動事業の実施 1. 子育て相談事業の実施 2. 高齢者施設との継続した交流を実施。 3. 園庭開放、ふれあい広場、地域の子育て家庭との交流 併設施設の実施事業 ◎ 一時保育事業の実施。（9-17時の間、一時的な保育を希望する乳幼児の受入れ。） ◎ 夜間保育の実施
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	● 北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ● 利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	---

実費に係る 利用者の 負担金	1. 園内事故に伴う学校安全会の保険共済掛け金を徴収する。 年額 250円 2. 保育標準時間認定に係る延長保育料 1時間 2,500円 保育短時間認定に係る延長保育料 9-17時以外を延長して利用の場合（それぞれの保育料により、利用料が異なります。） ※(3. については、乳児部では必要ありません。) 3. 副食費(月額 4,500円) 3～5歳児クラスの児童に食事を提供する費用(食材料、おやつ、お茶、牛乳等)
----------------------	---

その他 特記事項	【緊急時における対応方法】 当園は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用園児の家族等に連絡をするとともに、囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。 2 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。 4 園児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、規定の範囲内で損害賠償を行うものとする。 【非常災害対策】 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 1 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。
-------------	---